

<2008—2009年度>

臨時第1回

キャビネット会議 資料集 【 2 】



2009年1月20日（火）

東京プリンスホテル「鳳凰の間」

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

330-A地区第55回年次大会議事規則

1. 330-A地区第55回年次大会は、大会に参加した地区ガバナーその他の地区内現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成する。キャビネット構成員は大会に参加し発言することはできるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。
地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会及び国際理事推進委員会の委員長や副委員長が代議員でなかったり、代議員を辞退した場合でも、同委員会委員長および副委員長は代議員会に立ち入ることができ、議長の許可を得て発言することができる。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、所定の記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 大会議長(以下議長という)には地区ガバナー、大会副議長には副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。
議長はその他の大会役員を任命する。
4. 議長は下記の委員会および分科会を設け、その委員長および副委員長(さらに、必要な場合は顧問)を任命する。
 - (1) 資格審査委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会
 - (4) 国際理事推進委員会
 - (5) 決議委員会(決議委員会統括部門)(ただし、議長は、決議委員会を次の分科会に分けることができる)
 - (ア) 政策・会則、長期計画、地区分割、地区活性化、綱紀指導、中間法人連携、ライオンズカード推進
 - (イ) 経理、財務・会計処理
 - (ウ) 会員指導力育成、エクステンション、会員増強特別、PR情報、IT、女性参加・家族会員推進、大会参加
 - (エ) アクティビティ(I)
(緊急対策・アート、LCIF、環境保全、国際協調・モンゴル支援)
 - (オ) アクティビティ(II)
(薬物乱用防止、YE、青少年育成会・ライオンズクエスト)
 - (カ) アクティビティ(III)
(高齢者福祉、社会・障害者福祉、献血・骨髄移植推進、献眼・献腎)
5. 代議員およびキャビネット役員の委員会および分科会の所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会および分科会の委員長はその議事を主導し審議結果を大会に報告する。
7. 議決はすべて、出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定するところによる。クラブ代議員が投票できないときは補欠がこれに代わる。
8. 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出し

した全代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。

9. 提案理由の説明および発言は、一人3分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会および分科会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
10. 次期地区ガバナーおよび次期第一、第二副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は、地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会が管理する。
 - (1) 次期地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員(代議員会構成員)の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
 - (ウ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
 - (2) 次期第一、第二副地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員(代議員会構成員)の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第一、第二副地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。
 - (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
11. 国際理事候補者推薦選出について
国際理事の立候補要件は、地区ガバナー経験者に限られ会員間では一般に周知されている。また、年次大会当日は、時間的制限もあり、立会演説会を省き、選挙公報(所信表明文)をもって推薦選出の判断基準とする。地区ガバナーは、年次大会に先立ち立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な事項を選挙公報に掲載するなど適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。
国際理事候補者の推薦選出に関しては、国際理事推進委員会が管理する。
 - (ア) 代議員(代議員会構成員)の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって国際理事候補者推薦とする。
 - (ウ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに上位2名において再度選挙を行う。
 - (エ) 立候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
12. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則による。

ガバナー提出案件

「千鳥ヶ淵戦没者墓苑戦没者追悼慰霊式典」開催

を第55回年次大会の記念アクティビティとする件

先の太平洋戦争に於いて、戦没された市民、徴兵により戦地に赴き没した兵士の皆様の追悼慰霊をし、平和な我が国の現在の姿を改めて感謝し、平和の価値を再確認する事が、LIONSの原点と考え、年次大会の記念アクティビティとして330-A地区多くの会員、ご家族・ご友人の参加をお願いし、標記追悼慰霊式典を行いたいと存じます。

「第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選挙に関する規定」

第一章

第1条（規定の目的）

第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。何人も選挙運動期間以外の日に選挙運動することができない。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（選挙責任者）

1. 立候補者は、当地区の会員から選挙責任者一名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第8条（選挙運動の禁止事項）

立候補者、選挙責任者および会員は選挙に関し次の行為をしてはならない。

1. 選挙運動を、第4条の期間以外にすること。
2. クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
3. 自宅または職場への戸別訪問をすること。
4. 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
5. 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
6. 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
7. 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
8. 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
9. 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
10. 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
11. 代議員の選挙権の行使を妨げること。

12. 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出及びその選挙活動に関し、特定の候補者を推薦したり、又、立候補者と一緒に行動を共にしたり、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に行きすることも禁ずる。但し、立候補者が行う、励ます会（ホテル等）についてはこの限りではない。
13. 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
14. その他、本規定の何れかに違反する行為を行うこと。

第9条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常はがきのみを発信することができる。

第四章 違反処分

第10条（違反に対する処分）

1. 選挙管理委員会は、禁止事項違反行為をした立候補者とその選挙責任者に警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、立候補者に対し、違反行為について弁明の機会を与えなければならない。
3. 著しい違反行為に対して、選挙管理委員会は立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛そのなしたる行為を通知することができる。
4. 選挙運動の禁止事項に抵触した場合、第8条に著しく抵触した場合は本来であれば罰則規定を定めるべき処であるが、ライオンズメンバーである以上ライオンズクラブの道德綱領にのっとりライオンズの誓いのごとく互いに信じ合い規則を厳守することを願う。それでも守らない場合は、大会当日に於いて著しき行為のあった立候補者の氏名を代議員総会にて投票前に壇上でその違反行為を発表することもあり得る。

第五章

第11条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第12条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第13条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第 14 条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第 15 条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位 2 名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第 16 条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は 20 人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第 17 条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第 18 条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第 19 条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第 20 条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めたときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第 21 条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第 1 条

1. この規定は、平成 11 年 11 月 26 日から施行する。
2. 平成 12 年 11 月 20 日一部改定。
3. 平成 13 年 11 月 16 日一部改定。
4. 平成 18 年 1 月 17 日一部改定。
5. 平成 18 年 4 月 22 日一部改定。
6. 平成 19 年 3 月 26 日一部改定。

7. 平成20年11月18日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第11条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー
代議員会および選挙に関する事項

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第55回年次大会議事規則並びに副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

(ア)本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は、____名とする。

(イ)クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等は、代議員有資格者は23名とする。

2. 代議員証

(ア)上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。

(イ)代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席登録

(ア)代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。

(イ)代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。

(ウ)登録受付時間は、8時00分より9時00分までとする。

(エ)代議員会は、9時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので8時50分までには登録手続きを済ませること。

8時50分には、登録受付は停止する。

代議員会場入口は、9時10分に閉鎖する。

(オ)(エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。

(カ)代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

(キ)この代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー・指名選挙委員会」委員長及び副委員長は、代議員会に立ち入ることができ、また議長の許可を得て発言する事もできる。

4. 代議員会場

(ア)会場では予め指定された、各分科会席に着席する。

5. 公開討論会または、立会演説会（立候補者が複数の時、1回実施する）

(ア)投票日は、年次大会当日とする。

(イ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー・指名選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。

(ウ)公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

(ア)議長は、次期第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー立候補者を会場にお

いて紹介する。

(イ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。

(ウ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。

(エ)投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。
ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る

(オ)次の投票は無効とする。

- ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
- ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
- ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
- ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
- ⑤ ○印の記載のないもの
- ⑥ その他「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの

(カ)投票は「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。各候補者所属クラブおよび候補者の推薦する各3名の立会人は、開票に立会うことが出来る。

(キ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し、直ちに開票を始める。

(カ)の立会人は、開票に立会うことが出来る。

(ク)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見ることが出来る。

(ケ)過半数の得票の候補者を当選とする。

ここで過半数とは(オ)①～⑥で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。

(コ)過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。

再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。

(サ)「地区ガバナー・第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、第一副地区ガバナーと第二副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。

(シ)代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する行為を禁止する。

7. 投票結果の発表は、再開代議員会において議長が行う。

以 上

2016年オリンピック／パラリンピック国際大会（夏） を東京に誘致することの提案

2009年1月20日
ライオンズクラブ330-A地区
ガバナー 石 井 征 二

ご高承の通り、2016年オリンピック国際大会の開催地としてわが東京が立候補を致しております。

この開催地の決定は、2009年9月に開かれる開催地決定の会議において最終決定されます。

これに向けて日本は、なканずく膝元の東京において、国民・都民の関心と熱意は今一つといったところであり、このことが開催地決定のための不安材料となっております。

さて2016年オリンピック東京は、その開催場所、競技場等の中心が東京都江東地域に集中しており、その地域の人々は大変高い関心を示しております。

しかもオリンピックの開催は、併せてパラリンピックもセットで開催されます。

このようなことから、日頃身障者に対する各種のアクティビティをなさってまいりました我ライオンズクラブの皆様にとりましては、2016年オリンピックを東京で開催されるということには、ことのほか熱心にならざるを得ないと考えます。

その意味で、江東地区の第4リジョンに所属するライオンの皆様から強いメッセージが発せられますのも十分に理解できるところであります。

我々ライオンズクラブ330-A地区は、「花の東京」といわれており、その東京で2016年オリンピックが開催されることについて、もっと強い関心を示す必要があり、私達の子供達のためにも、是非東京でのオリンピックの開催を実現されなければなりません。

以上の理由により、私は以下の通り提案を致します。

－提 案－

- 1、ライオンズクラブ330-A地区は、2016年オリンピック国際大会を東京に誘致するために可能な限り支援を行うこと
- 2、具体的には、ガバナーを頂点として、その下に副地区ガバナー、第4Rリジョンチェアパーソンを補佐役として、新組織を結成し、そこが中心となってオリンピック東京誘致の為の具体的な活動を直ちに実施すること

以上